

菊連協 令和7年1月定例理事会 議案

I. 行政からの連絡事項 <<伊勢所長から>>

II. 議 題

1 総務部より

(1) 嶋崎会長からの報告について

- ・白石区町内連合会連絡協議会（12月定例会）内容について

(2) 令和7年度町内会加入世帯数について（令和7年1月1日現在 報告値）

- ・令和7年度の住民組織助成金交付の算定基礎資料となります。

（各単町分を連町毎に集計）

連町名	令7申請世帯数	令6申請世帯数	申請数増減
東	1,548	1,548	0
西	4,394	4,226	168
南	2,976	2,936	40
北	2,528	2,485	43
上町	793	793	0
計	12,239	11,988	251

2. 菊水地区福祉のまち推進センターから

3. 菊水地区まちづくりネットワーク会議から

(3) 白石区ふるさと会加入に係る対応について

- ・白石区ふるさと会加入あたり連合町内会が会費は加入世帯数×20円
なお、加入団体は、総合調整連携部会への参画。
- ・ふるさとまつり参画する場合の連合町内会の負担金は加入世帯数×12.4円
まつり委員会委員へ参画（協賛金取りまとめ、ボランティアスタッフ等）

【ふるさと会からの照会事項に関する回答状況】

連合町内会名	ふるさと会への加入	まつりへの参画	(参考)協賛の予定
東連合町内会	する・しない	する・しない	あり・なし・未定
西連合町内会	する・しない	する・しない	あり・なし・未定
南連合町内会	する・しない	する・しない	あり・なし・未定
北連合町内会	する・しない	する・しない	あり・なし・未定
上町連合町内会	する・しない	する・しない	あり・なし・未定

(4) 令和7年 菊水地区新年互礼会について（報告）

- ・1月11日（土）14時～ 75名（来賓：13名、町内会：62名）の出席をいただき開催されました。
- ・収入（235,920円）－支出（250,170円）＝▲14,250円
※14,250円が菊連協負担金となります。

(5) 令和7年菊連協定期総会開催日（案）について

- ・開催日 令和7年4月27日（日）14時～ 菊水地区会館A・B会議室
- ・懇親会 定期総会終了後 菊水地区会館2階
- ・当番連町 東町連合町内会

(6) 5連町会議の開催について

- ・開催日(案)：令和7年2月3日（月）10時～ A会議室
- ・議 題：令和7年度事業計画等について

2. 防災部より

3. 女性部より

Ⅲ、関連団体より

1. 菊水地区会館運営委員会から

白石区菊水町内会連絡協議会

《 1 月 定 例 理 事 会 》

日 時 令和7年1月21日（火）10：00～

会 場 菊水地区会館 会議室

○ 行政からの連絡事項

1 住民組織の振興に対する表彰（市長・区長表彰）の推薦について 【資料1】

資料1のとおりの方が年数要件を満たしておりますので、ご検討願います。提出期限は、3月4日（月）とさせていただきます。

2 令和7年「行政懇談会」及び「連合町内会長懇談会」の開催について 【資料2】

（1）「行政懇談会」

日時：令和7年2月6日（木）16：00～16：50

（2）「連合町内会長懇談会」

日時：令和7年2月8日（木）17:00～18:30

場所：札幌パークホテル 3階パークホール

出席予定者：蠣崎会長、阪口会長、佐藤会長、山内会長、永井会長

3 その他

（1）会館使用料の改定 【資料3】

札白地振第 995 号
令和 6 年（2024 年）12 月 20 日

各地区連合町内会長 様

白石区長 竹村 真一

住民組織の振興に対する被表彰候補者の推薦について（依頼）

寒気の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃から市政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、札幌市では、まちづくりに日々ご尽力いただいている皆様の住民組織の振興に
対するご功労・ご功績について表彰させていただいております。

つきましては、下記により貴地区の被表彰候補者をご推薦いただけますようお願い
申し上げます。

記

1 表彰概要

別紙のとおり

2 提出書類

- (1) 推薦書（別添 様式 1）
- (2) 被表彰候補者名簿（別添 様式 2）
- (3) 表彰申請調書（別添 様式 3）

※本様式によらず、当該様式に準じた別の様式を用いても差し支えありません。

3 提出期限

各地区における感謝状・表彰状贈呈日（連町総会等）の 1 か月前まで

※総会を開催しない等の理由で贈呈日の設定が困難な場合は、恐れ入りますが
担当までご連絡ください。

4 担 当

白石区地域振興課まちづくり推進係 白川・松本 TEL. 861-2422

住民組織の振興に対する表彰について

1 趣旨

町内会等の役員としての活動を通じて、住民組織の振興に対するご功労・ご功績が顕著な方を表彰し、地域住民の連携と自治意識の高揚を図るもの。

2 表彰の種類・対象

名称（略称）等		表彰の対象
市長表彰	感謝状	<ul style="list-style-type: none"> 町内会及び自治会等の代表者（以下「代表者」という。）として就任した期間が継続して <u>10年以上</u> のとき 地区内の公益的役員から引き続いて代表者に就任し、その通算した期間が <u>10年以上</u> でその功績が著しいものであること
	表彰状	<ul style="list-style-type: none"> 町内会、自治会等（以下「町内会等」という。）の役員（以下「役員」という。）として <u>在職 20年以上</u> の者で、町内会等の活動を通じて区政に対する功績が極めて著しいと認められるもの
区長表彰	感謝状	<ul style="list-style-type: none"> 役員として <u>在職 10年以上</u> の者で、町内会等の活動を通じて住民組織の振興に対する功績が極めて著しいと認められるもの
		<ul style="list-style-type: none"> 役員として <u>在籍 5年以上 10年未満</u> の者のうち在職中に死亡したもの又は高齢等のため退くもので、特に功績が著しいと認められるもの

3 推薦数

特に制限はありません。

住民組織の振興に対する表彰について

1 趣旨

町内会等の役員としての活動を通じて、住民組織の振興に対するご功労・ご功績が顕著な方を表彰し、地域住民の連携と自治意識の高揚を図るもの。

2 表彰の種類・対象

名称（略称）等		表彰の対象
市長表彰	感謝状	<ul style="list-style-type: none"> 町内会及び自治会等の代表者（以下「代表者」という。）として就任した期間が継続して<u>10年以上</u>のとき 地区内の公益的役員から引き続いて代表者に就任し、その通算した期間が<u>10年以上</u>でその功績が著しいものであること
	表彰状	<ul style="list-style-type: none"> 町内会、自治会等（以下「町内会等」という。）の役員（以下「役員」という。）として<u>在職 20年以上</u>の者で、町内会等の活動を通じて区政に対する功績が極めて著しいと認められるもの
区長表彰	感謝状	<ul style="list-style-type: none"> 役員として<u>在職 10年以上</u>の者で、町内会等の活動を通じて住民組織の振興に対する功績が極めて著しいと認められるもの
		<ul style="list-style-type: none"> 役員として<u>在籍 5年以上 10年未満</u>の者のうち在職中に死亡したもの又は高齢等のため退くもので、特に功績が著しいと認められるもの

3 推薦数

特に制限はありません。

札白地振第 995 号
令和 6 年（2024 年）12 月 20 日

各地区連合町内会長 様

白石区長 竹村 真一

住民組織の振興に対する被表彰候補者の推薦について（依頼）

寒気の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃から市政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、札幌市では、まちづくりに日々ご尽力いただいている皆様の住民組織の振興に
対するご功労・ご功績について表彰させていただいております。
つきましては、下記により貴地区の被表彰候補者をご推薦いただけますようお願い
申し上げます。

記

1 表彰概要

別紙のとおり

2 提出書類

- (1) 推薦書（別添 様式 1）
- (2) 被表彰候補者名簿（別添 様式 2）
- (3) 表彰申請調書（別添 様式 3）

※本様式によらず、当該様式に準じた別の様式を用いても差し支えありません。

3 提出期限

各地区における感謝状・表彰状贈呈日（連町総会等）の 1 か月前まで

※総会を開催しない等の理由で贈呈日の設定が困難な場合は、恐れ入りますが
担当までご連絡ください。

4 担 当

白石区地域振興課まちづくり推進係 白川・松本 TEL. 861-2422

菊水地区連合町内会・単竹町内会名簿

令和6年6月1日

町内会名	会長名	郵便番号	住所	電話	在任年数	表彰歴
菊水町内会連絡協議会	磯崎 三徳	003-0812	菊水上町2条3丁目52-303	090-842-1401		
菊水東連合町内会	阪口 博治	003-0807	菊水7条3丁目2-23	090-8374-3149	3	
菊水6条3丁目町内会	※解散					
菊水東第7町内会	佐伯 正二	003-0807	菊水7条4丁目4-5	811-1686	13	
菊水7条3丁目第1町内会	阪口 博治	003-0807	菊水7条3丁目2-23	090-8374-3149	3	
菊水7条3丁目第2町内会	大西 憲明	003-0807	菊水7条3丁目5-8	811-5987	2	
菊水8条3丁目第2町内会	池田 肇二	003-0808	菊水8条3丁目12-16	812-8153	2	
菊水9条3丁目第1町内会	※解散					
サーム菊水町内会	五十嵐 勉	003-0809	菊水9条4丁目4-30-306	822-5568	12	
ティグラフォート栗礼町内会	佐藤 裕一	003-0808	菊水8条4丁目1-1-903	301-1720	3	
ダイバレス札幌東工テルナ町内会	眞志堅 筭	003-0807	菊水7条3丁目1-1-304	090-8768-4679	1	
エッセーナ菊水町内会	岡田 亮	003-0808	菊水8条3丁目1-10-601	824-5169	4	
クレアシティ栗礼イーストスクエア町内会	柿崎 広昭	003-0808	菊水8条4丁目2-30-502		1	
クレアシティ栗礼ウエストスクエア町内会	長町 輝	003-0808	菊水8条4丁目2-1-1107	090-2070-2084	1	
菊水西連合町内会	佐藤 義博	003-0801	菊水1条1丁目2-44	090-6218-5032	6	
菊水1条1丁目町内会	佐藤 義博	003-0801	菊水1条1丁目2-44	090-6218-5032	6	
菊水2条1丁目町内会	福内 正勝	003-0802	菊水2条1丁目4-3	841-5785		H29市長表彰
菊水3条1丁目町内会	林 昭	003-0803	菊水3条1丁目7-10	811-6717	3	
菊水4条1丁目町内会	※脱退					
菊水5条1丁目町内会	松本 英利	003-0805	菊水5条1丁目7-1	811-2348		R3市長表彰
菊水1条2丁目町内会	小坂 倫道	003-0801	菊水1条2丁目10-7	811-0635	14	
菊水2条3条2丁目町内会	松本 恵子	003-0803	菊水3条2丁目1-7-702	577-3443	2	
菊水4条5条2丁目町内会	山本 俊香	003-0804	菊水4条2丁目2-7	815-2208	6	
シャンポール菊水西町町内会	※脱退					
ラ・クレスト菊水町内会	大江 悠	003-0801	菊水1条2丁目1-8-1118	816-2724	3	
菊水南連合町内会	山内 勝	003-0805	菊水5条3丁目4-29	822-1966	1	
菊水1条3丁目町内会	南里 元昭	003-0802	菊水2条3丁目2-35	831-4495	3	
菊水2条3条3丁目町内会	木村 誠泰	003-0803	菊水3条3丁目1-3	841-1626		R3自治振興
菊水4条5条3丁目町内会	山内 勝	003-0805	菊水5条3丁目4-29	822-1966	2	
菊水3条4丁目町内会	鈴木 喜芳	003-0803	菊水3条4丁目4-29	811-6077	8	
菊水1条4丁目町内会	盛永 正	003-0801	菊水1条4丁目2-27	813-2967	7	
菊水3条5丁目町内会	佐久間 修	003-0803	菊水3条5丁目5-10-1302	832-1038	6	
菊水北連合町内会	永井 孝一	003-0808	菊水9条1丁目1-28	815-3465	2	
菊水北第1町内会	鈴木 実知子	003-0806	菊水6条1丁目2-37	312-3128	1	
菊水北第2町内会	中原 哲明	003-0806	菊水6条2丁目8-27	811-7512	6	
菊水北第3町内会	山内 英敬	003-0807	菊水7条1丁目6-6	831-2539	10	
菊水北第4町内会	苗加 洋志	003-0807	菊水7条2丁目3-22	822-7519	5	
菊水北第5町内会	永井 孝一	003-0808	菊水9条1丁目1-28	815-3465	6	
菊水北第6町内会	小豆原 征治	003-0808	菊水9条2丁目5-7	811-7214	10	
菊水上町連合町内会	磯崎 三徳	003-0812	菊水上町2条3丁目52-303	842-1401	9	
菊水上町第10町内会	中野 操	003-0812	菊水上町2条2丁目52-168	811-2081	1	
菊水上町第12自治会	松本 誠一	003-0812	菊水上町2条1丁目47	821-4791	9	
菊水上町第16町内会	筒井 雄二	003-0813	菊水上町3条1丁目47	811-7541	8	
菊水上町第17町内会	三ツ箇 久	003-0813	菊水上町3条3丁目52	811-6008		R4区長表彰
サーム菊水式番館町内会	牧野 義夫	003-0811	菊水上町1条1丁目40-10-101	822-1275	1	
サーム菊水番館町内会	加藤 昌英	003-0811	菊水上町1条1丁目40-1-208	822-9391	1	

札自治第1110号

令和6年(2024年)12月20日

各連合町内会長 様

札幌市長 秋元 克広

令和7年「行政懇談会」開催のご案内

歳末の候 皆さまにおかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から市政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、町内会活動を通じて札幌市のまちづくりに日々ご尽力いただいている皆様に、令和7年度予算編成の概要などについてご説明させていただくために、下記のとおり「行政懇談会」を開催させていただくことといたしました。

つきましては、時節柄ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、出欠についてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、出欠については、各自のご体調等を十分に考慮のうえ、無理のないご判断をいただきますと幸いです。

記

1 日時

令和7年2月6日(木) 16時00分～16時50分(市長報告及び質疑応答)

※ 受付は15時30分から開始させていただきます。

2 会場

札幌パークホテル 3階「パークホール」(札幌市中央区南10条西3丁目)

3 出席予定者

- (1) 各連合町内会長
- (2) 札幌市（市長、副市長、市民文化局長、各区長ほか）

4 出席の確認

お手数ですが、令和6年1月10日（金）までに、出席の可否（代理出席の場合は、代理の方のお名前）を、お住まいの地区のまちづくりセンター所長までご連絡くださいますようお願いいたします。

5 その他

「行政懇談会」終了後には、「連合町内会長懇談会」（主催：札幌市白石区連合町内会連絡協議会）が、開催されます。

【お問い合わせ先】

〒060-8611 中央区北1条西2丁目

札幌市 市民文化局 市民自治推進室

市民自治推進課 推進係 吉野・藤田

電話：211-2253 FAX：218-5156

3 出席予定者

- (1) 各連合町内会長
- (2) 札幌市（市長、副市長、市民文化局長、各区長ほか）

4 出席の確認

お手数ですが、令和6年1月10日（金）までに、出席の可否（代理出席の場合は、代理の方のお名前）を、お住まいの地区のまちづくりセンター所長までご連絡くださいますようお願いいたします。

5 その他

「行政懇談会」終了後には、「連合町内会長懇談会」（主催：札幌市白石区連合町内会連絡協議会）が、開催されます。

【お問い合わせ先】

〒060-8611 中央区北1条西2丁目

札幌市 市民文化局 市民自治推進室

市民自治推進課 推進係 吉野・藤田

電話：211-2253 FAX：218-5156

資料 2

札自治第 1110 号

令和 6 年（2024 年）12 月 20 日

各連合町内会長 様

札幌市長 秋元 克広

令和 7 年「行政懇談会」開催のご案内

歳末の候 皆さまにおかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から市政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、町内会活動を通じて札幌市のまちづくりに日々ご尽力いただいている皆様に、令和 7 年度予算編成の概要などについてご説明させていただくために、下記のとおり「行政懇談会」を開催させていただくことといたしました。

つきましては、時節柄ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、出欠についてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、出欠については、各自のご体調等を十分に考慮のうえ、無理のないご判断をいただきますと幸いです。

記

1 日時

令和 7 年 2 月 6 日（木） 16 時 00 分～16 時 50 分（市長報告及び質疑応答）

※ 受付は 15 時 30 分から開始させていただきます。

2 会場

札幌パークホテル 3 階「パークホール」（札幌市中央区南 10 条西 3 丁目）

令和 6 年(2024 年)12 月 20 日

各連合町内会長 様

白石区町内連合会連絡協議会
会 長 豊間根 一雄

令和 7 年「連合町内会長懇談会」の開催について (御案内)

師走の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日ごろから町内会活動はもとより、地域のまちづくりの推進に日夜御尽力されていらっしゃることに心から敬意を表します。

さて、2月6日(木)に、全市の連合町内会長が一堂に会する「令和7年行政懇談会」が開催される運びとなっておりますが、この機会に、各地区の相互理解をより一層深めるため、行政懇談会の終了後に白石区町内連合会連絡協議会が幹事となり、下記のとおり「連合町内会長懇談会」を開催したいと存じます。

つきましては、時節柄、何かと御多忙のところ誠に恐縮とは存じますが、ぜひとも御出席くださいますよう御案内申し上げます。

なお、当日は市長、天野副市長、市民文化局長、各区長等がこの懇談会に出席される予定となっておりますことを申し添えます。

記

1 日 時

令和 7 年 2 月 6 日 (木) 17 時 00 分～18 時 30 分

2 会 場

札幌パークホテル 3階「パークホール」

札幌市中央区南 10 条西 3 丁目 Tel511-3131

3 会 費

9,000 円

4 出欠について

準備の都合上、出欠につきましては、1月10日(金)までに「行政懇談会」の出欠と併せて、お住まいの地区のまちづくりセンター所長にお知らせいただきますようお願い申し上げます。

また、会費(9,000 円)につきましても、同日までにまちづくりセンター所長にお預けいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

幹事	白石区町内連合会連絡協議会 (事務局 白石市民部地域振興課内)
担当	白川、松本 Tel 861-2422

札○第 号

令和 年 (年) 月 日

各連合町内会会長 様

○○区市民部長 or○○区長

地区会館賃貸借料（使用料）の改定について（通知）

日頃より、地区会館の適切な運営等につきまして、ご協力いただきありがとうございます。

さて、本市では、昭和47年の区制施行以来、コミュニティ活動の拠点となる施設として地区会館を設置し、各連合町内会へ貸付を行っており、平成8年に賃貸借料（使用料）の改定を行っていたところですが、昨今の光熱水費等の上昇を踏まえ、将来にわたり安定的に施設運営を維持していくためには、賃貸借料（使用料）の改定が必要な状況となっております。

つきましては、現在、貴会と締結している貸付（賃貸借）契約につきまして、令和7年7月1日から、別添の改定契約書のとおり改定いたしますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 改定後の賃貸借料（使用料）
別紙（新旧対照表）のとおり
- 2 適用年月日
令和7年7月1日

【担当】

- 賃貸借料（使用料）の改定に関すること
札幌市市民文化局地域振興部区政課区政係
中川・廣瀬 電話：211-2252
- 個別の契約に関すること
札幌市○○区市民部総務企画課庶務係
札幌市○○区市民部地域振興課まちづくり推進係
○○・○○ 電話：○○○-○○○○

改定契約書

平成/令和●年●月●日に締結した賃貸借契約に関し、札幌市（以下「貸付人」という。）と●●町内会連合会（以下「借受人」という。）は、次のとおり改定契約を締結する。

第1条 原契約第3条及び第5条に定める賃貸借料及び使用料について、別紙2「地区会館に係る使用料金等について」の「2 有料とする場合」の料金を改定する。

第2条 原契約第5条に以下の一文を加える。
「ただし、本市の他施設と均衡を失しないように努めなければならない。」

第3条 この契約は、令和7年7月1日から適用するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人・借受人双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和●年●月●日

貸付人 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広

借受人 ●●町内会連合会
代表者 会長 ● ● ● ●

改定契約書

平成/令和●年●月●日に締結した賃貸借契約に関し、札幌市（以下「貸付人」という。）と●●町内会連合会（以下「借受人」という。）は、次のとおり改定契約を締結する。

第1条 原契約第3条及び第5条に定める賃貸借料及び使用料について、別紙2「地区会館に係る使用料金等について」の「2 有料とする場合」の料金を改定する。

第2条 原契約第5条に以下の一文を加える。
「ただし、本市の他施設と均衡を失しないように努めなければならない。」

第3条 この契約は、令和7年7月1日から適用するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人・借受人双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和●年●月●日

貸付人 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広

借受人 ●●町内会連合会
代表者 会長 ● ● ● ●

札○第 号

令和 年 (年) 月 日

各連合町内会会長 様

○○区市民部長 or○○区長

地区会館賃貸借料（使用料）の改定について（通知）

日頃より、地区会館の適切な運営等につきまして、ご協力いただきありがとうございます。

さて、本市では、昭和47年の区制施行以来、コミュニティ活動の拠点となる施設として地区会館を設置し、各連合町内会へ貸付を行っており、平成8年に賃貸借料（使用料）の改定を行っていたところですが、昨今の光熱水費等の上昇を踏まえ、将来にわたり安定的に施設運営を維持していくためには、賃貸借料（使用料）の改定が必要な状況となっております。

つきましては、現在、貴会と締結している貸付（賃貸借）契約につきまして、令和7年7月1日から、別添の改定契約書のとおり改定いたしますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 改定後の賃貸借料（使用料）
別紙（新旧対照表）のとおり
- 2 適用年月日
令和7年7月1日

【担当】

○賃貸借料（使用料）の改定に関すること

札幌市市民文化局地域振興部区政課区政係

中川・廣瀬 電話：211-2252

○個別の契約に関すること

札幌市○○区市民部総務企画課庶務係

札幌市○○区市民部地域振興課まちづくり推進係

○○・○○ 電話：○○○-○○○○

地区会館賃貸借料（使用料）新旧対照表

旧					新					備考	
種別	使用時間	午前	午後	夜間	全日	種別	使用時間	午前	午後		夜間
	8:00~12:00	12:30~16:30	17:00~21:00	8:00~21:00	8:00~12:00		12:30~16:30	17:00~21:00	8:00~21:00		
50㎡までの室	450	600	700	1,400	50㎡までの室	<u>500</u>	<u>650</u>	<u>750</u>	<u>1,700</u>		
50㎡を超え 100㎡までの室	1,400	1,700	1,900	4,500	50㎡を超え 100㎡までの室	<u>1,500</u>	<u>1,900</u>	<u>2,300</u>	<u>5,000</u>		
100㎡を超え 150㎡までの室	2,300	2,900	3,300	7,400	100㎡を超え 150㎡までの室	<u>2,600</u>	<u>3,200</u>	<u>3,900</u>	<u>8,400</u>		
150㎡を超え 200㎡までの室	3,200	4,000	4,900	9,700	150㎡を超え 200㎡までの室	<u>3,600</u>	<u>4,500</u>	<u>5,400</u>	<u>11,700</u>		
200㎡を超え 250㎡までの室	4,100	5,100	6,200	12,500	200㎡を超え 250㎡までの室	<u>4,600</u>	<u>5,800</u>	<u>6,900</u>	<u>15,100</u>		
250㎡を超え 300㎡までの室	5,100	6,200	7,600	15,200	250㎡を超え 300㎡までの室	<u>5,700</u>	<u>7,100</u>	<u>8,600</u>	<u>18,400</u>		
300㎡を 超える室	6,000	7,400	9,000	18,000	300㎡を 超える室	<u>6,700</u>	<u>8,400</u>	<u>10,100</u>	<u>21,300</u>		

地区会館使用料算出資料(改定案)

地区会館における使用料算出方法

■使用時間種別ごとの使用料算出方法

種別	算出方法	使用時間
午前	条例基準単価(※1)×基準面積(※2)×使用時間	4 時間
午後	午前×1.25	4 時間
夜間	午前×1.5	4 時間
全日	条例基準単価(※1)×基準面積(※2)×使用時間	13 時間

(※1) 条例基準単価

改定後単価	改定率
5.15 円	1.1146

(※2) 基準面積

種別	基準面積(m ²)
~50m ²	25
51~100m ²	75
101~150m ²	125
151~200m ²	175
201~250m ²	225
251~300m ²	275
301m ² ~	325

<参考> 条例改正後の地区会館料金表

種別	午前	午後	夜間	全日
~50m ²	500	650	750	1,700
51~100m ²	1,500	1,900	2,300	5,000
101~150m ²	2,600	3,200	3,900	8,400
151~200m ²	3,600	4,500	5,400	11,700
201~250m ²	4,600	5,800	6,900	15,100
251~300m ²	5,700	7,100	8,600	18,400
301m ² ~	6,700	8,400	10,100	21,800

【端数処理の方法】

- ・使用料が1,000円以上の場合:10の位を四捨五入し、100円単位とする。
- ・使用料が1,000円未満の場合:10の位を二捨三入、七捨八入し、50円単位とする。

地区会館使用料算出資料(改定案)

地区会館における使用料算出方法

■使用時間種別ごとの使用料算出方法

種別	算出方法	使用時間
午前	条例基準単価(※1)×基準面積(※2)×使用時間	4 時間
午後	午前×1.25	4 時間
夜間	午前×1.5	4 時間
全日	条例基準単価(※1)×基準面積(※2)×使用時間	13 時間

(※1) 条例基準単価

改定後単価	改定率
5.15 円	1.1146

(※2) 基準面積

種別	基準面積(㎡)
~50㎡	25
51~100㎡	75
101~150㎡	125
151~200㎡	175
201~250㎡	225
251~300㎡	275
301㎡~	325

<参考> 条例改正後の地区会館料金表

種別	午前	午後	夜間	全日
~50㎡	500	650	750	1,700
51~100㎡	1,500	1,900	2,300	5,000
101~150㎡	2,600	3,200	3,900	8,400
151~200㎡	3,600	4,500	5,400	11,700
201~250㎡	4,600	5,800	6,900	15,100
251~300㎡	5,700	7,100	8,600	18,400
301㎡~	6,700	8,400	10,100	21,800

【端数処理の方法】

- ・使用料が1,000円以上の場合:10の位を四捨五入し、100円単位とする。
- ・使用料が1,000円未満の場合:10の位を二捨三入、七捨八入し、50円単位とする。

地区会館賃貸借料（使用料）新旧対照表

旧					新					備考	
種別	使用時間	午前	午後	夜間	全日	種別	使用時間	午前	午後		夜間
	8:00~12:00	12:30~16:30	17:00~21:00	8:00~21:00	8:00~12:00		12:30~16:30	17:00~21:00	8:00~21:00		
50㎡までの室	450	600	700	1,400	50㎡までの室	<u>500</u>	<u>650</u>	<u>750</u>	<u>1,700</u>		
50㎡を超え 100㎡までの室	1,400	1,700	1,900	4,500	50㎡を超え 100㎡までの室	<u>1,500</u>	<u>1,900</u>	<u>2,300</u>	<u>5,000</u>		
100㎡を超え 150㎡までの室	2,300	2,900	3,300	7,400	100㎡を超え 150㎡までの室	<u>2,600</u>	<u>3,200</u>	<u>3,900</u>	<u>8,400</u>		
150㎡を超え 200㎡までの室	3,200	4,000	4,900	9,700	150㎡を超え 200㎡までの室	<u>3,600</u>	<u>4,500</u>	<u>5,400</u>	<u>11,700</u>		
200㎡を超え 250㎡までの室	4,100	5,100	6,200	12,500	200㎡を超え 250㎡までの室	<u>4,600</u>	<u>5,800</u>	<u>6,900</u>	<u>15,100</u>		
250㎡を超え 300㎡までの室	5,100	6,200	7,600	15,200	250㎡を超え 300㎡までの室	<u>5,700</u>	<u>7,100</u>	<u>8,600</u>	<u>18,400</u>		
300㎡を 超える室	6,000	7,400	9,000	18,000	300㎡を 超える室	<u>6,700</u>	<u>8,400</u>	<u>10,100</u>	<u>21,800</u>		